○鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、ブロック塀等の倒壊による被害から児童を守るための安全対策に要する費用について予算の範囲内において交付する鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金（以下「補助金」という。）に関し、鴨川市補助金等交付規則（平成17年鴨川市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　ブロック塀等　れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造又は補強コンクリートブロック造の塀をいう。

（２）　危険ブロック塀等　小学校通学路等に面するコンクリートブロック塀等の点検調査実施要領に基づいて千葉県が実施する調査の対象となるブロック塀等で、当該調査において地震等で倒壊するおそれがあると判断されたものをいう。

（３）　安全対策　危険ブロック塀等を撤去し、又は危険ブロック塀等の一部を撤去して道路面からの高さを40センチメートル以下にすることをいう。

（４）　小学校通学路等　鴨川市立小学校設置条例（平成17年鴨川市条例第75号）第２条に規定する小学校が指定する通学路及びこれと同等と市長が認める道路をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、請負契約に基づき安全対策を行う事業で、当該年度の末日までに完了するものとする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、危険ブロック塀等を所有し、又は管理している者その他これに類する者として市長が認める者とする。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象とする経費は、安全対策及び撤去したブロック塀等の処理に要する経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とし、10万円（角地（道路が同一平面で交差し、接続し、又は屈曲する場所に存する土地をいう。）であって隅角を形成する道路がいずれも小学校通学路等である場合は、当該道路１路線当たり10万円）を限度とする。

（１）　補助事業に要する経費

（２）　１メートル当たり１万円に危険ブロック塀等の延長を乗じて得た額

２　前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第７条　規則第３条の規定により補助金の交付申請をしようとするときは、当該年度の11月20日までに、鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　付近見取図

（２）　撤去する危険ブロック塀等の位置及び寸法を記入した図面

（３）　施工前の危険ブロック塀等のカラー写真

（４）　補助事業に要する費用の見積書の写し

（５）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請書は、補助事業に着手する前に提出しなければならない。

（交付の決定）

第８条　市長は、前条第１項の申請書の提出があったときは、規則第４条の規定により補助金の交付の可否を決定し、鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付・不交付決定通知書（別記第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第９条　規則第８条の規定により申請事項の変更の承認を得ようとするときは、鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第３号様式）に変更の内容が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書（別記第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条　規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金事業実績報告書(別記第５号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　補助事業に係る契約書の写し

（２）　補助事業の実施に要した費用の支払を証する書類(領収書等)

（３）　補助事業に係る施工中及び施工後のカラー写真

（４）　補助事業に伴い発生した廃棄物が適法に処理されたことを明らかにする書類

（５）　その他市長が必要と認める書類

(交付の請求)

第11条　規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付請求書(別記第６号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この告示は、平成31年４月１日から施行する。

(失効)

２　この告示は、令和６年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに規則第４条の規定による交付決定のあった補助金については、第11条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。